

(介護予防) 小規模多機能型居宅介護事業所

「多機能ホームはなの里」
運営規程

社会福祉法人 こもはら福祉会

社会福祉法人 こもはら福祉会

指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業所

「多機能ホームはなの里」運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人こもはら福祉会が開設する「多機能ホームはなの里」（以下「事業所」という。）が行う指定小規模多機能型居宅介護事業及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業（以下「事業」という。）は、要介護者及び要支援者の居宅及び事業所において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の従業者は、通いを中心として、要介護者及び要支援者の様態や希望に応じて、随時訪問や宿泊を組み合わせ、サービスを提供することにより、利用者の居宅における生活の継続を支援するよう努めるものとする。

2 事業の実施に当たっては、市、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名 称 多機能ホームはなの里
- 二 所在地 名張市新田2940-6

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- 一 管理者 1名（常勤1名 介護従業者と兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 介護支援専門員 1名（非常勤1名 介護従業者と兼務）
介護支援専門員は、登録者にかかる居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たる。
- 三 看護職員 1名（非常勤）
看護職員は登録者の健康状態を把握し、関係医療機関との連携を行う。
- 四 介護職員 9名以上（そのうち常勤1名以上）
介護職員は登録者の居宅を訪問して指定小規模多機能型居宅介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護を提供するとともに、事業所において通い及び宿泊の利用者に

対し指定小規模多機能型居宅介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護を提供する。

(営業日及び営業時間等)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 1年を通じて毎日営業
- 二 営業時間
 - ア 通いサービス 午前7時15分から午後9時15分まで
 - イ 宿泊サービス 午後9時15分から午前7時15分まで
 - ウ 訪問サービス 24時間

(登録定員及び利用定員)

第6条 事業所における利用定員は次のとおりとする。

- 一 登録定員 29名
- 二 通いサービス 15名
- 三 宿泊サービス 5名

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、次のとおりとする。

名張市全域

(小規模多機能型居宅介護計画の作成)

第8条 事業所の介護支援専門員は、指定小規模多機能型居宅介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供の開始に当たり、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した小規模多機能型居宅介護計画を作成する。

2 指定小規模多機能型居宅介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、以下の点に留意して行う。

- 一 地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、次条第1項に掲げるサービスを柔軟に組み合わせることとする。
- 二 利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮する。
- 三 小規模多機能型居宅介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うこととする。
- 四 登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの

提供、電話連絡による見守り等を行う等登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供することとする。

(短期利用居宅介護)

第9条 事業所は、利用者の状態や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員（介護予防支援事業所の担当職員）が、緊急に必要と認めた場合であって、事業所の介護支援専門員が、当該事業所の登録者に対する小規模多機能型居宅介護の提供に支障がないと認めた場合に、空いている宿泊室等を利用し、短期間の小規模多機能型居宅介護（以下「短期利用居宅介護」という。）を提供する。

- 2 宿泊室を活用する場合については、登録者の宿泊サービスの利用者と登録者以外の短期利用者の合計が宿泊定員の範囲内で、空いている宿泊室を利用する。
- 3 短期利用居宅介護の利用は、あらかじめ7日以内（利用者家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日以内）の利用期間を定めるものとする。
- 4 短期利用居宅介護の利用に当たっては、利用者を担当する居宅介護支援専門員が作成する居宅サービス計画の内容に沿い、事業所の介護支援専門員が小規模多機能型居宅介護計画を作成することとし、当該小規模多機能型居宅介護計画に従いサービスを提供する。

(指定小規模多機能型居宅介護の内容)

第10条 指定小規模多機能型居宅介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護の内容は、次のとおりとする。

- 一 通いサービス 事業所において、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を行う。
 - 二 宿泊サービス 事業所に宿泊していただき、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を行う。
 - 三 訪問サービス 利用者の居宅において、食事や入浴、排せつ、家事等の日常生活上の世話や機能訓練を行う。
- 2 サービスの提供に当たっては、小規模多機能型居宅介護計画を基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、適時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた介護を行う。

(指定小規模多機能型居宅介護の利用料)

第11条 指定小規模多機能型居宅介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に定める割合の額とする。ただし、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受けるものとする。

- 一 食事代 朝食350円、昼食600円（おやつ代70円を含む）、夕食550円

二 宿泊費 1泊につき2,500円とする。

三 おむつ代 実費

四 第7条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定小規模多機能型居宅介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護に要した交通費及び送迎にかかる費用は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費及び送迎にかかる費用は次のとおりとする。

通常の事業の実施地域を越えた地点から片道おおむね10キロメートル未満
250円、10キロメートル以上500円（片道当たり）

五 前各号に掲げるもののほか、指定小規模多機能型居宅介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護の中で提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用で、その利用者が負担することが適当と認められる費用について、実費を徴収する。

2 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第12条 サービスの提供に当たっては、利用者に以下の点に留意していただくものとする。

- 一 サービス提供前に健康チェックを行い、結果によっては、入浴サービス等を中止する場合があること。
- 二 利用日当日に欠席をする場合には前日又は当日午前8時30分までに事業所に連絡をしていただくこと。
- 三 サービス提供上、他の利用者の方に迷惑となる行為等が見られた場合、利用の中止をしていただくことがあること。

（衛生管理等）

第13条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 一 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 二 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- 三 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(緊急時等における対応方法)

第14条 事業所の従業者は、指定小規模多機能型居宅介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供中に、利用者の心身の状況に異常、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

- 2 主治医との連絡及び指示が得られなかった場合には、事業所が定めた協力医療機関へ連絡するとともに受診等の適切な処置を講じる。

(事故発生時の対応)

第15条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

- 2 事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- 3 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(苦情処理)

第16条 事業所は、自ら提供した指定小規模多機能型居宅介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護に対する利用者及びその家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ利用者及び家族に説明するものとする。

(非常災害対策)

第17条 指定小規模多機能型居宅介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供中に天災その他の災害が発生した場合には、従業者は利用者の避難等適切な措置を講じる。管理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、非常災害時には避難等の指揮を執る。

- 2 非常災害に備え、年2回以上の避難訓練を行う。
- 3 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるように努めるものとする。

(業務継続計画の策定等)

第18条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの継続的な提供の実施及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従事者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を

行うものとする。

（身体拘束等）

第19条 事業所は、利用者の身体拘束や虐待に当たる行為は行わない。ただし、利用者又は他の利用者、従業者等の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合には、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、機関等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や適正な手続きにより身体等の拘束を行う。

2 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

（1）身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

（2）身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

（3）介護職員その他の従業者に対して、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

（虐待の防止に関する事項）

第20条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

一 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、事業所の従業者に周知徹底を図る。

二 虐待防止のための指針を整備する。

三 事業所の従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。

四 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（運営推進会議）

第21条 事業所の行う指定小規模多機能型居宅介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護を地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図ることを目的として、運営推進会議を設置する。

2 運営推進会議は、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者及び小規模多機能型居宅介護についての知見を有する者をもって構成する。

3 運営推進会議の開催は、おおむね2月に1回以上とする。

4 運営推進会議は、通いサービス、宿泊サービス、訪問サービスの提供回数等の活動状況を報告し、評価を受けるとともに必要な要望、助言等を聴く機会とする。

(その他運営に関する留意事項)

第22条 事業所は、すべての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるとともに、業務体制を整備する。

一 採用時研修 採用後1か月以内

二 継続研修 年2回以上

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 事業所は、従業者であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、雇用契約の内容とする。

4 事業所は、適切な指定小規模多機能型居宅介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等、必要な措置を講じるものとする。

5 事業所は、指定小規模多機能型居宅介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。

6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人こもはら福祉会と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(改正)

第23条 この規程を改正、廃止したときは、社会福祉法人こもはら福祉会理事会に報告するものとする。

附 則

この規程は、平成２６年４月１日から施行する。

平成２７年４月１日から施行する。

平成２８年５月１日から施行する。

平成２９年１２月１日から施行する。

平成３０年４月１日から施行する。

平成３０年８月１日から施行する。

令和元年６月１日から施行する。

令和２年４月１日から施行する。

令和３年４月１日から施行する。

令和３年６月１日から施行する。

令和３年１０月１日から施行する。

令和４年２月１日から施行する。

令和４年１２月１日から施行する。

令和５年４月１日から施行する。

令和６年４月１日から施行する。

令和７年４月１日から施行する。